

農林水産研究の知的財産について I

—権利化までに抑えておくべきポイントについて事例を踏まえて—



2024/3/1
弁理士 本間 政憲
(本間知的財産事務所)

I 農林水産業と知的財産（権）

II 研究開発と知的財産（権）

1 研究開発開始時、研究開発中

2 研究成果と知的財産（権）

(1) 研究成果の取扱いについて

(2) 品種、技術関連

(3) ブランド関連（地域ブランド含む）

参考例： 1～5

★ 事例： 1～7（知財マネジメントの手引き 事例集）

I 農林水産業と知的財産

1 農林水産業と関係の深い知的財産（権）～品種、技術関係

法（権利）	保護対象	保護対象の説明	具体的保護対象・内容
種苗法（育成者権）	品種	特性により他と区別でき、繁殖させることができる一の植物体の集合	<ul style="list-style-type: none">草花、野菜、果樹等（農産）海草（水産）きのこ、林木（林産）
特許法（特許権） 〔実用新案法〕 （実用新案権）	発明 (技術) 〔考案〕	自然法則を利用した技術的思想（高度） <ul style="list-style-type: none">物の発明方法の発明単純方法と物の製法 〔物品の形状等に関する考案〕	<ul style="list-style-type: none">品種・素材やその生産方法栽培、飼育、養殖に関する方法・装置・システム及び肥料・農薬・餌等スマート技術（センシング、作業の自動化・効率化、データの保存・分析・知見）加工、流通技術
不正競争防止法 (ノウハウ、データ、不正競争行為等)	営業秘密 限定提供データ等	内部保有情報 特定先への提供情報	<ul style="list-style-type: none">栽培ノウハウ、データの保存・分析・知見等ライセンスによりビッグデータ等を提供等
和牛遺伝資源関連2法	家畜遺伝資源	精液・受精卵	<ul style="list-style-type: none">流通規制、不正利用の取締り

1 農林水産業と関係の深い知的財産（権）～ブランド、デザイン、著作物

法（権利）	保護対象	保護対象の説明	具体的保護対象・内容
商標法（商標権）	商標	商品・サービスの提供者がその商品等について使用する名称、マーク等	文字、図形、記号、立体的形状等
不正競争防止法	営業秘密 商品等表示	内部保有情報 周知・著名な周知商標を付した商品の譲渡等	取引先情報等 他人の周知商標を付した商品を譲渡して混同させた場合等
特定農林水産物の名称の保護に関する法律(農林水産品) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(酒類)	地理的表示GI (特定農林水産物等の名称) (酒類の産地名)	生産地と結びついた品質等の確立した特性に係る名称を保護 酒類における確立された特性に係る産地名を保護	地域ブランド
商標法（商標権）	地域団体商標	地域名称+普通名称等	地域ブランド
意匠法（商標権）	意匠	物品の形状等、建築物の形状等、画像	装飾的なデザイン、機能的なデザイン
著作権法（著作権等）	著作物等	思想、感情を創作的に表現したもので文芸等の範囲	文章、絵、写真、楽曲、コンピュータプログラム等 複製、ネットへのアップロード等



2 研究成果の知財化のイメージ

研究成果等		知的財産（権）	補足
新品種の開発	新品種（トマト）	育成者権	
		特許	遺伝子技術による新品種やその生産方法等
	新品種に関する名称	商標	品種名称と商標の切分け ブランド化
栽培・加工技術	高糖度トマトの製造装置 (特殊な膜)、収穫ロボット等	特許	
	環境制御技術（社内限） 同（他社へライセンス）	不正競争防止法	営業秘密 限定提供データ
品質等に基づく地域と商品の名称定着	名称「地域名+トマト」等	地理的表示 (GI)	地域ブランド 品質特性と管理、伝統性
	名称「 地域名+トマト」等	地域団体商標	地域ブランド 周知性

3 知財ミックス

知財ミックス：複数の知的財産（権）によって保護・活用を相乗的に図ること
(又は適切な知的財産（権）の選択によって保護・活用を代替的・補完的に図ること)

研究成果を多面的に、又、別の面から保護・活用するために様々な知的財産（権）を組合せたり、適切に選択することを検討することが有効

- ・開発品種のブランド化
- ・代替的機器商標登録
- ・特許と営業秘密の組合せ 等

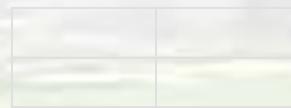
	特許	品種登録	商標
模倣の困難性	○	△ (栄養繁殖性は×、 F1品種は○)	×
侵害発見の容易性	△×	△×	○

フリマサイト等における育成者権侵害

そのタネ、ほんとに大丈夫～育成者権侵害について～（農水省HP）

- ・フリマサイト等における育成者権侵害品の取引防止に向けた取組強化について
～育成者権侵害の例、登録品種の必要な表示事項、指定種苗制度に基づく表示
- ・フリマサイトでの出品により刑罰が課された事例

品種登録制度についての発信・浸透やサイト運営者の運用改善協力（出品者への制度周知、権利者保護の仕組の改善、表示義務の遵守）



新品種開発サイドの観点

- ・品種登録
- ・知財ミックス

例：品種登録＋商標登録

～商標名が浸透すれば、侵害者にとって登録商標
を使用したい動機付けとなり、その結果、
フリマサイト、ECサイト等のネット上又は直売所
等で登録商標が使用され、結果、侵害発見が容易
になる。

II 研究開発と知的財産（権）

1 研究開発開始時、研究開発中

（1）研究開発開始時

1) 研究テーマ設定における他者権利の調査、評価

2) 共同研究の場合

・研究開始時点での自己の知見の整理、保持（確定日付等）

・研究成果の帰属

共同発明～共同発明者（実質的に協力して発明完成 発明者間で決定）

持分は貢献度等で決定

単独発明～その発明者（同意必要等）

・研究成果の取扱い

共同出願（又は単独出願）

出願判断～共同研究契約と自機関の内部規定の整合性に留意

★ 参考例 1：契約書に、発明完成した場合特許出願する旨の規定があるが、

自機関にはメリットのない成果（発明）であった場合

(2) 研究開発中

1) 研究内容の情報管理

研究発表等外部への開示に留意（秘密保持規定）

2) 開発方向の変更等に基づき他者権利の調査、評価

3) 開発プロセスの蓄積、保存

研究成果の把握、将来の権利問題への備え

（冒認、先使用権等）

2 研究成果と知的財産（権）

（1）研究成果の取扱いについて

1) 品種登録出願、特許出願、商標登録出願

- ・発明等取扱規程、職務発明規定等内部規定に基づき出願
- ・共同研究に基づく特許出願等では、出願の判断、持分、手続・費用負担等を取り決める出願契約を締結する。
- ・不実施補償

民間の共願先に対して公設試等が不実施補償（実施工料等）を求めるケースもある。

2) 共同発明（共同育成）に関する規定（特許法、種苗法）

- ・共同発明等は共同で出願しなければならない
- ・共有特許等は持分に関係なく、原則として自由に実施できる。

一方、持分に係る権利を第三者に譲渡したり、実施（利用）許諾する場合は共有相手の同意が必要

(2) 品種・技術関連

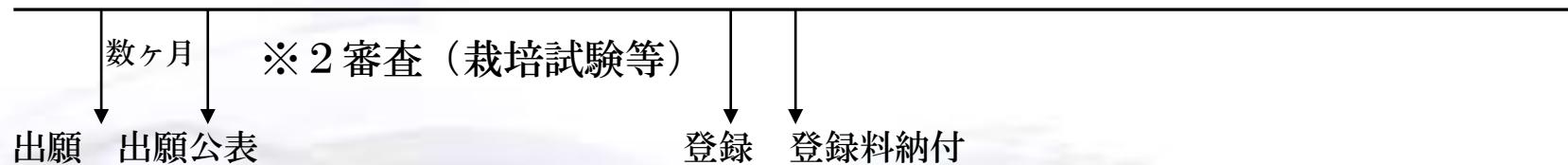
1) 品種登録による保護

品種登録の対象：農林水産植物（農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類その他政令で定める植物（しいたけ、なめこ等栽培されるきのこ32種類）
→動物や政令で定めるきのこ類以外の微生物は対象外

2022/3現在登録 29,229件（水草15、きのこ類及び林木601件）

〈保護を受けるための手続・要件〉

※1 審査



※1 審査 ・品種名称の適切性、未譲渡性

※2 審査 ・区別性、均一性、安定性、名称の適切性、未譲渡性、先願 等

特性審査（DUS試験） 区別性、均一性、安定性

未譲渡性 出願品種の種苗・収穫物の業としての譲渡

品種名称の適切性 複数の名称、登録商標と類似、誤認・混同を生ずるおそれ

海外・地域外への流出防止（R 2改正）

種苗の輸出（最終消費以外の目的で収穫物を輸出する行為を含む。）を可能とする国（当該品種の保護を認めていない国を除く）又は国内における収穫物の栽培を可能とする地域を指定し、指定国以外への種苗の輸出・指定地域以外での栽培を制限する（農林水産大臣への届け出により育成者権の効力が及ぶ）

未譲渡性について

適用期間：出願日から1年遡った日前の譲渡（外国は4年（永年性植物は6年））

市場性調査の必要性から出願前の譲渡を認めつつ取引の安全等から譲渡の期間を一定期間に制限したもの。出願人の自己の行為を対象にしたもの。（主觀的新規性）

★事例1：未譲渡性期間経過後に商標登録したケース（手引き 事例集）

品種名称「シナノゴールド」（りんご）長野県

1996/3 品種登録出願

1997/10 世界りんご交流大会

1999/8 品種登録

2005/3 イタリア、フランス等で試験栽培

「yello（商標）」（りんご等）日本、欧州、アジア、中東等で登録

未譲渡性の例外について

例外規定：その譲渡が試験若しくは研究のため又は育成者の意に反してされた場合は適用され
ない

「試験・研究目的」

：特性調査のために第三者に譲渡される場合等が該当

- ・市場調査等のための譲渡は該当しない
- ・副産物の譲渡は該当しない

(ただし、特性調査の副産物（収穫物）を品種が特定できない状態で、かつ、種苗としての転用が困難な形態で譲渡した場合は、試験研究に付随するものとして試験研究目的の譲渡に該当すると解される（「逐条解説種苗法/改訂版」）)

参考例1：試験・研究を外部に委託して行う場合の留意点

- ・上記に合致するように契約を締結する
- ・委託期間終了時の作物の取扱について決めておく

★参考例2：新品種のぶどうから醸造したワインを試験販売するケース

- ・ワインは種苗・収穫物に該当しないので未譲渡性要件の対象外
- ・ワインを外部の醸造会社に製造依頼した場合は収穫物（ぶどう）の譲渡となり未譲渡性要件の判断対象～上記（ただし、・・）により試験・研究目的となる可能性がある。この場合、委託加工等の契約を締結することが望ましい。

品種名称の適切性について

- 1) 一の出願品種につき一でない（複数の名称） 「有美」に「ユーミン」のふりがな
- 2) 出願品種に関し誤認・その識別に関し混同のおそれ
 - ・赤くないのに「レッド〇〇」
 - ・外国出願の品種名称との同一性

UPOV条約（91年）「同一品種については、原則として、すべての締約国で同一の名称を提示しなければならない」
- 3) 登録商標と類似

〈品種名称と商標の関係〉

相互に調整規定があり、同一・類似の関係にある登録品種名称（登録商標）は併存できない。登録品種名称は使用義務があり、登録商標は独占排他権で矛盾するため。

※ 上記調整規定に基づく課題やその対応については後述（商標登録出願の項）

種苗法（4条1項2，3号）～登録商標がある場合の品種名称の審査

出願品種の種苗・当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一・類似の品種名称の場合は品種登録を受けることができない。

（役務は、出願品種の種苗・当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一・類似の品種名称の場合）

- ・該当→名称変更命令

- ・原則として商標審査基準により判断

- ・出願品種の種苗と登録商標に係る種苗・商品の同一・類似判断基準

登録商標に係る指定商品が種苗の場合：種苗法施行規則別表四等を基準に判断

登録商標に係る指定商品が収穫物の場合

：品種名称審査マニュアル別表1を基準に判断

商標法（4条1項14号、審査基準）～品種登録がある場合の商標審査

品種登録を受けた品種の名称と同一・類似の商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用する商標は登録を受けられない。

種苗・商品の判断基準例（審査基準）

1) 指定商品が「種子」や「苗」の場合（その類似群コードが付与される）

：登録不可（育成者権消滅後も同様）

2) 指定商品が収穫物（果実、野菜等）の場合

：登録品種を含む品種の収穫物の場合登録不可。商品の品質について誤認・混同のおそれがある場合は登録不可。（育成者権消滅後も同様）

3) 指定商品が収穫物を原材料とする加工品である場合

：登録品種に関する収穫物を原材料として使用する加工品を指定商品とする場合は識別力がないと判断されれば登録不可。商品の品質について誤認を生ずるおそれがある場合は登録不可。（育成者権消滅後も同様）

等

3) 特許出願による保護

① 対象：発明

分野等の制限はなく、又、物・単純方法・物の製法のいずれの発明も対象になる。

なお、物の発明、単純方法の発明、物の製法の発明はそれぞれ効力（実施）が異なる

A 農業（畜産）関係

a 品種

- ・品種そのものも条約上の制約はなく、特許で保護されうる。

しかし、通常の方法による新品種の登録は進歩性（特許要件）のハードルが高い。

- ・遺伝子技術等を用いた新品種や新品種の育成方法は特許で保護されうる。

- ・既存の登録品種であっても、その育成方法について特許が認められる場合がある。

（例：耐病性遺伝子の組み入れによる耐病性コシヒカリの育成方法）

この場合は、既存の登録品種の育成者権の効力は特許の方法による登録品種の利用には及ばない。

b スマート農業関係

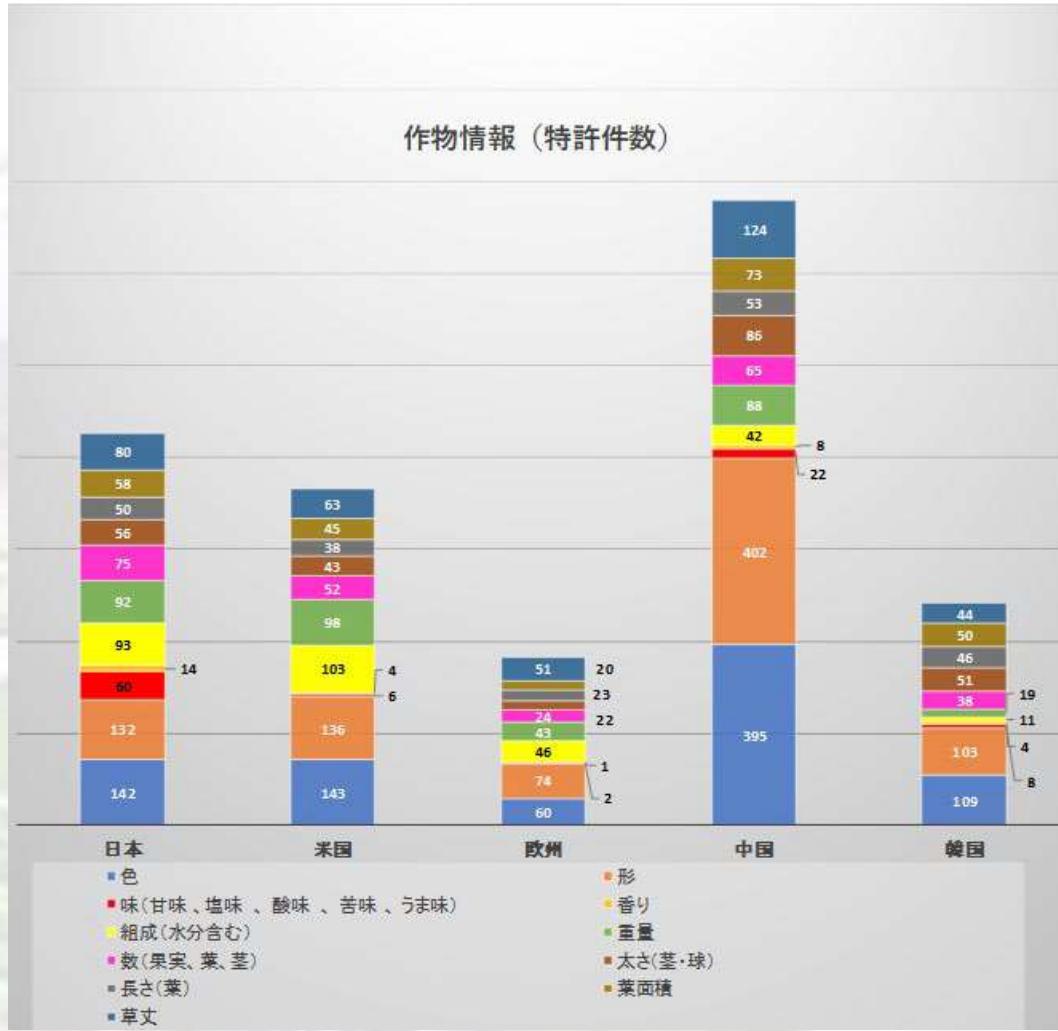
- ・センシングに関するカメラ、計測器、ドローン等
- ・収穫、肥料の散布等作業の自動化等に関する装置、ロボット
- ・栽培方法、取得データに基づいて栽培環境や作業を制御する方法やシステム

スマート畜産関係

- ・センシングに関するカメラやウェアラブルセンサ等
- ・搾乳、給餌、ふん尿処理（～堆肥化処理）等作業の自動化等に関する装置、ロボット
- ・取得データに基づいて畜舎環境や作業を制御したり、発情や病気のイベントを検知したり、放牧における牛の行動の管理するシステム

c 肥料（飼料）、農薬等栽培・飼育関係

d 加工、流通関係



2021/2 特許序 特許出願技術動向調査結果概要「スマート農業」
我が国は要素技術について、車両型ロボットや味、香り、組成等成分測定に関するセンシング技術に強みがある。

B 水産関係

「養殖業成長産業化」や「水産物の」優良系統の保護が策定、検討されている。水産動物に対しては種苗法のような対応する知財法はないが、育種においてはゲノム編集等の遺伝子技術、飼育については飼育方法（餌を含む）、飼育環境に関する技術の特許化による保護が有効と思われる。

a 品種

- ・通常の方法による新品種は植物同様にハードルが高い。
- ・ゲノム編集等の遺伝子技術を用いた新品種や新品種の育成方法は特許で保護されうる。

（例：特許第7350385号 2022/9/15 魚類の性成熟を促進するための方法）

b スマート水産業関係

- ・センシングに関するカメラや水温・濁度等の計測器等
- ・給餌や貝の殻剥き作業の自動化等に関する装置、ロボット
- ・取得データに基づいて育成や作業を制御するシステム

特に、養殖業の場合は新技術の要請が高く特許の対象が多いと思われる。

- c 飼料、養殖関係
- d 加工、流通関係

★事例2：養殖魚 学校法人近畿大学 近大マグロ等 (手引き 事例集)



1. 食品

No.	品目名	届出年月日	系統	開発者等	届出者	上市年月
1	フルタミン酸脱灰酸酵素 遺伝子の一部を改変し GABA含有量を高めたトマト	2020年12月11日	(87-17系統)	サナテックシード株 式会社	サナテックシード株 式会社	2021年9月
2	可食部増量マダイ	2021年9月17日	(E189-E90系統)	リージョナルフィッ シュ株式会社	リージョナルフィッ シュ株式会社	2021年10月
	※2021年9月17日届出系 統の追加系統	2022年12月5日	(E361-E90系統、從 来品種-B224系統)	リージョナルフィッ シュ株式会社	リージョナルフィッ シュ株式会社	2023年1月
3	高成長トラフグ	2021年10月29日	(4D-4D系統)	リージョナルフィッ シュ株式会社	リージョナルフィッ シュ株式会社	2021年11月
	※2021年10月29日届出 系統の追加系統	2022年12月5日	(従来系統-4D系統)	リージョナルフィッ シュ株式会社	リージョナルフィッ シュ株式会社	2023年1月
4	PH1V69 CRISPR-Cas9 ワキシートウモロコシ	2023年3月20日	-	バイオニア・ハイブ レッド・インターナ ショナル社	コルテバ・アグリサ イエンス日本株式会 社	上市未定
5	フルタミン酸脱灰酸酵素 遺伝子の一部を改変し GABA含有量を高めたト マト	2023年7月27日	(206-4系統)	サナテックシード株 式会社	サナテックシード株 式会社	上市未定
6	高成長ヒラメ	2023年10月24日	(8D系統)	リージョナルフィッ シュ株式会社	リージョナルフィッ シュ株式会社	上市未定

届出されたゲノム編集技術応用食品等（厚労省HP）

C 林業関係

a 品種・素材

- ・品種そのものは農業、水産業と同様
- ・林木より抽出したCNF、改質リグニンやその生産方法

b スマート林業関係

- ・センシングに関するドローンやレーザ等
- ・アシストスーツ、苗木運搬等作業の自動化等に関する機器
- ・取得データに基づいて伐採や作業を制御するシステム

c 林業機械

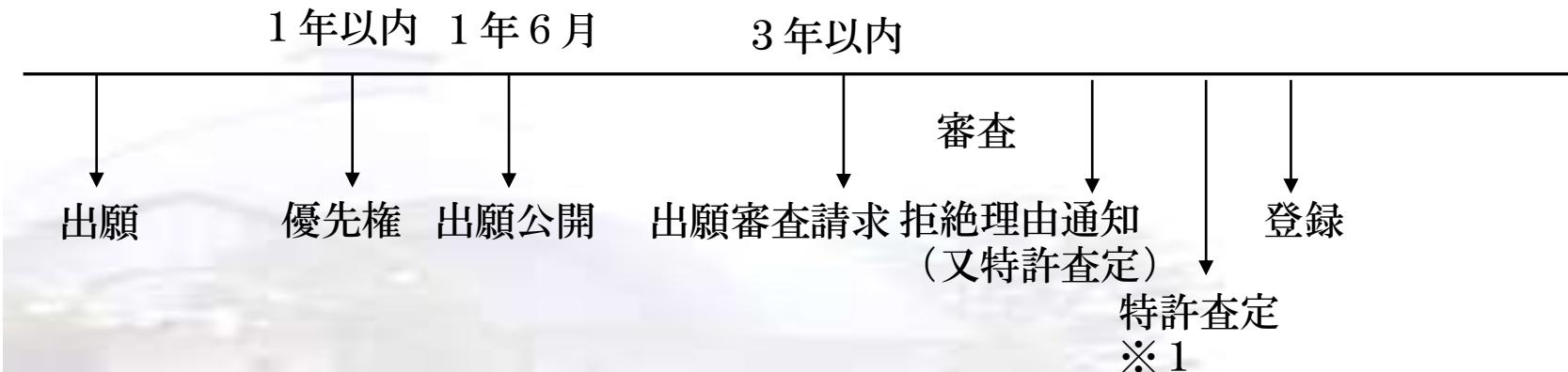
数・質に優位性が見られる新素材開発では攻めを意識した活動が、機械開発や育種、造林作業では我が国なりの知財の創出が各々必要と考えられます

発明数の多い重点分野に対する知財戦略（案）

	方向性	留意点
新素材開発	<p><u>目標：取得した特許を活用した収益化（攻め）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> [特許ポジション（数的、質的）]CNFや木材から直接抽出して製造する改質リグニンなど、我が国の出願人が比較的優位な特許ポジションを形成している。 [ビジネスへの貢献]各用途毎に、コア技術の見極めと当該技術での特許ポジションの優位性把握を行い、評価指標標準等を用いたオープン・クローズ戦略や、（技術の優位性を訴求する）ブランド戦略を検討すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> コンソーシアムで技術開発する場合等、相互に実施が不可欠な特許が複数の主体に分散する場合がある。例えば、予め協調領域と競争領域を定めており、協調領域に関する実施権の取り決めを行うことに留意する。
機械開発	<p><u>目標：事業実施の妨げにならず（守り）、かつニッチトップを狙う（攻め）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> [数的側面]国内の発明数は、海外の出願人に対して必ずしも劣勢ではないが、海外の上位出願人が我が国に積極的に出願を行っていないこともあり、海外展開を見据える場合には、件数の上積みが必要。 [質的側面]海外の出願人は、より林業の作業に直結した発明を行っており、機械開発者とユーザーが一体となり、現場課題に即した発明を増加させることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 機械開発者とユーザーが共同で発明を行う場合、共同発明が増加すると考えられる。特許権が共有に係る場合、自己実施、第三者へのライセンス供与等に際し、単独出願とは異なる制約（他方の同意）を受ける可能性があるため、事前の協議や単独の出願人への承継を検討することに留意する。
育種・苗木生産 ／造林作業	<p><u>目標：事業実施の妨げにならず（守り）、かつニッチトップを狙う（攻め）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> [数的側面]造林作業など劣勢であるが、我が国では施業時に除草剤を使用していないこともあり、必ずしも劣勢ではない。 [質的側面]海外では、遺伝子改変技術に関する出願が多く見られるのに対し、国内では少ない。耐病性等の品種の差異は、製品出荷時の競争力の差になる可能性があり、エリートツリー含め、品種改良に関する我が国の技術の開発を進めるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 樹種による差もあるため、一概に遺伝子改変技術を進めるのが良いかは検討が必要。海外における遺伝子改変技術について、さらに深堀を行うことが望ましい。

〈保護を受けるための手続・要件〉

※1 30日以内に特許料納付



優先権：改良発明出願や外国出願を行うために認められる猶予（期間）

（最初の出願日が審査における判断基準日）

出願公開：出願内容がすべて公開される

審査：書面審査

出願審査請求に基づき審査される（出願審査請求期限を超過するとみなし取下げ）

特許要件～新規性、進歩性、先願等

新規性について

- ・出願発明が特許出願前の国内・外国の公知発明と同一
公知、公用、文献公知
 - ・自己の開示した公知発明であっても適用（論文発表等に留意）
 - ・品種登録出願における未譲渡性のような猶予期間はない
-
- ・新規性喪失の例外
特許を受ける権利を有する者の行為に起因して・意に反して公知となった場合には
一定条件の下、例外的に新規性及び進歩性違反とならない扱いとなる。
(例外規定なので手続が必要。期間は1年間)

進歩性について

特許出願前にいわゆる当業者が公知発明に基づいて容易に発明

- ・動植物(遺伝子工学以外の手法によるもの)

当業者が通常行う手段で得られる動植物の発明は、進歩性を有しない。ただし、その動植物が、当業者が予測できない顕著な効果を奏する場合には、当該動植物の発明は進歩性を有する(審査基準付属書B生物関連発明)

- ・微生物(遺伝子工学以外の手法によるもの)

公知種に当業者が通常行う変異処理を施して得られた微生物の発明は、進歩性を有しない。ただし、当該微生物が、当業者が予測できない顕著な効果を奏する場合には、進歩性を有する。

※選択発明や数値限定発明の場合は、「その効果が、引用発明が有する効果とは異質なもの又は同質であるが際だって優れたものである場合は進歩性を有する。」とある。

〈微生物特許〉

★参考例3：特定の機能を有する発酵菌株を単離した場合の知財保護について

- ・審査においては実施可能要件（再現性）及び進歩性に留意することが必要
- ・出願手続については、実施可能要件との関係で、「寄託」をすべき場合があることに留意する。

※

微生物には、真菌、細菌、単細胞藻類、ウイルス、原生動物等に加え、動物 又は植物の細胞(幹細胞、脱分化細胞、分化細胞を含む。)、及び組織培養物が含まれる。遺伝子工学によって得られた融合細胞(ハイブリドーマを含む。)、脱分化細胞、形質転換体(微生物)も含まれる。（審査基準 付属書B 生物関連発明）

※

当該微生物自体の権利化以外に当該微生物の利用に関する発明（公知微生物の利用方法を発見したことに基づく発明も含む）の権利化も可能

微生物発明と実施可能要件（再現性）について

発明の詳細な説明は当業者がその発明の実施をすることができる（微生物を製造できる）程度に明確かつ十分に記載

パン酵母など市販されている微生物、明細書の記載に基づいて当業者が製造しうる微生物等の場合は明細書の記載のみでOK

→できない場合は所定の機関にその微生物を寄託しなければならない

寄託について

- ・寄託先（所定の機関）：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）等
- ・寄託手続：特許出願時に受領書番号を明細書に記載し、NITEでの生存確認試験後の受託証（写し）を特許庁に提出する。
特許権の存続期間中は寄託を維持する必要がある
- ・分譲：出願が設定登録された場合等には、試験・研究のための実施をしようとする者は、寄託微生物の分譲を受けることができる（寄託機関に分譲申請）

所定の機関以外の機関に寄託した場合

- ・特許要件（施行規則）を満たさない
- ・寄託機関との公開、分譲等の取り決めに留意

寄託機関の公開により当該微生物は公知になる可能性が高い

当該微生物が商用目的で分譲される可能性がある

〈保護を受けることによる効果〉

育成者権、特許権はいずれも独占排他権

ただし、地域的限定（属地主義）、権利ごとの期間的限定がある

1) 育成者権（業として利用）

品種登録を受けている品種、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種、
従属品種、交雑品種

2) 特許権（業として実施）

特許発明

- ・新品種、品種の育成方法、栽培方法、加工食品・加工方法、保存方法等

3) 不正競争防止法による保護

〈営業秘密〉

特許・品種登録が困難な場合や登録することにより不利益を生ずる場合

～不利益の例～

- ・特許出願・品種登録出願をすると出願内容が公開される。
- ・生産方法や微量な成分等は模倣されても発見が難しい

熟練農家の栽培ノウハウ（匠の技 摘果判断等の作業ポイント）

暗黙知（明確に言葉で表現することが困難な直感的・身体的・技能的な知識）

形式知（上記知識を文章、図形等で言語化・見える化したもの）

～暗黙知は保護・活用（伝承）のためには見える化が必要

きのこ等工場内量産作物の生産プロセス

～温度・湿度等の設定や手順等

センサで取得したデータを分析することによって得られた栽培（生育）方法・環境制御方法や行動予測等の知見

～植物工場における温度・日照等の管理、養殖魚の給餌条件と効果等

営業秘密の要件

①非公知性（公然と知られていないこと）

- ・保有者の管理下以外では一般に入手できること

②有用性（事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること）

- ・設計図、製法、製造ノウハウ ・顧客名簿、仕入先リスト ・販売マニュアル

③秘密管理性（秘密として管理されていること）

- ・営業秘密保有企業の秘密管理意思(特定の情報を秘密として管理しようとする意思)が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、
- ・当該秘密 管理意思に対する従業員等の認識可能性(情報にアクセスした者が秘密であると認識できること。)が確保される必要。 (改訂営業秘密管理指針)

～秘密だと分かる程度の措置の例～

- ・紙、電子記録媒体への「マル秘」表示
- ・化体物（金型など）のリスト化
- ・秘密保持契約等による対象の特定

〈限定提供データ〉（2018年成立）

価値あるデータのうち、他者との共有を前提に一定の要件を満たしたデータを「限定提供データ」とし、悪質性の高いデータの不正取得・使用等を不正競争防止法に基づく「不正競争」と位置づけて保護を図るもの

①限定提供性（業として特定の者に提供）

一定の条件の下で相手方を特定して提供されるデータ

（相手方を特定・限定せずに無償で広く提供されているデータは対象とならない）

②相当蓄積性（電磁的方法により相当量蓄積）

ビッグデータ等を念頭に、有用性を有する程度に蓄積している電子データ

③電磁的管理性（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法）により管理）

データ提供時に施されている管理措置によって、当該データが特定の者に対してのみ提供するものとして管理するという保有者の意思を第三者が認識できる

④技術上又は営業上の情報

- ・技術上の情報：地図データ（※）、機械の稼働データ、AI技術3を利用したソフトウェアの開発（学習）用のデータセット（学習用データセット）や当該学習から得られる学習済みモデル等の情報
- ・営業上の情報：消費動向データ、市場調査データ等の情報
〈農林水産分野の例〉 土壌・気象・栽培等のデータ、動物の行動に関するデータ等

⑤営業秘密を除く（現行「秘密として管理されているものを除く」）

〈保護の対象、内容〉

- ・ 営業秘密、限定提供データ共に、外部者（権原のない者）による不正取得行為・不正取得後の使用行為・不正取得後の開示行為、正当取得者（権原のある者）による図利加害目的での使用行為・開示行為、転得者による一定の行為が対象となる
- ・ いずれも差止め、損害賠償請求等の民事措置による救済を受けることができるが、懲役・罰金等の刑事措置は営業秘密のみ

※知財ミックス（特許と営業秘密の組み合わせ等）も有効

4) 和牛遺伝資源関連法（2020年成立）による保護

保護対象：家畜改良の成果として創造された、優秀な形質を有する個体（家畜）の増殖・再生産が可能となる情報財（和牛の精液・受精卵等）

保護の理由：家畜遺伝資源は、家畜人工授精等により、家畜の拡大再生産が容易。
一度不正に流通すれば多大な損害

①家畜改良増殖法の一部改正

精液・受精卵の流通規制の強化

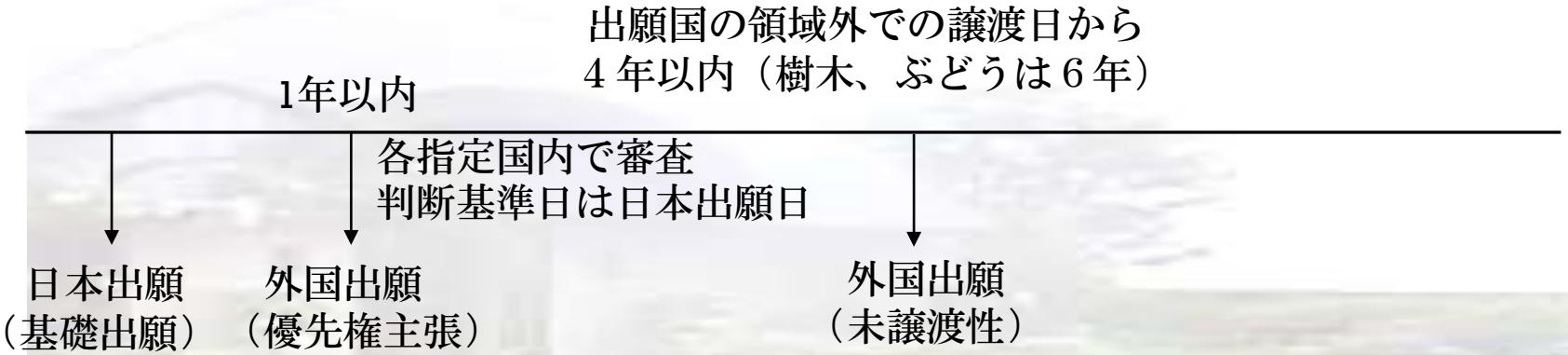
②家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の新設

（「家畜遺伝資源」とは、家畜遺伝資源生産事業者が業として譲渡し、又は引き渡す特定家畜人工授精用精液等であって、当該家畜遺伝資源生産事業者が契約その他農林水産省令で定める行為によりその使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を明示したもの）

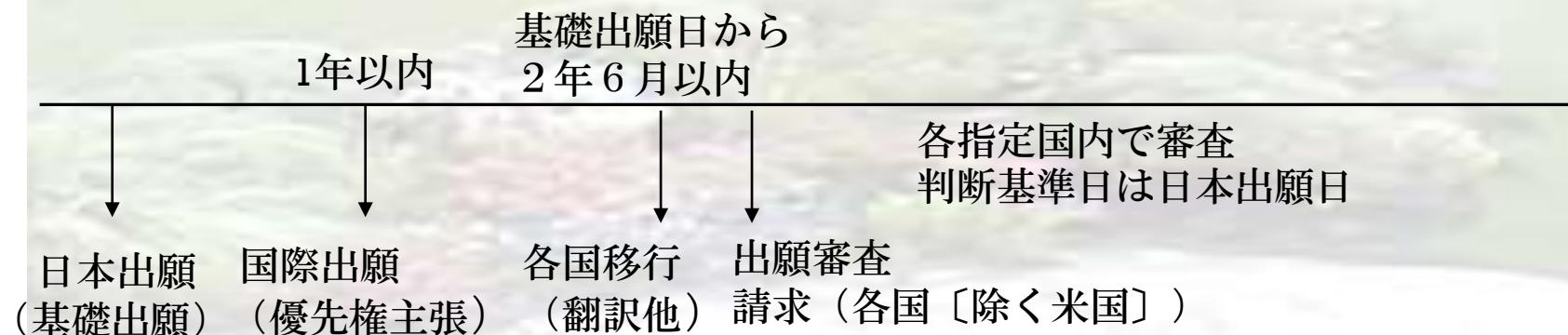
- ・契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる新たな仕組みの創設
- ・差止・損害賠償請求、刑事罰

5) 外国における権利取得

品種登録



特許（PCT出願）



〈外国出願〉

★事例3：安代りんどう 八幡平市 りんどう（手引き 事例集）

★事例4：よつぼし 三重県農業研究所 イチゴ（手引き 事例集）

〈外国にPCT出願する場合の留意点〉

- ・対象国（台湾等非加盟国は出願できない等）
- ・出願等の時期（優先権との関係で、国内の基礎出願から1年以内にPCT出願すること及び2年6月以内に権利化希望国に国内移行すること等）
- ・出願時の手続と翻訳等国内移行時の手続
- ・新規性喪失の例外規定の適用条件（国により、認められる条件が厳しく制限されている）

★参考例4：企業との共同研究の成果に基づき国際出願を行う予定だが、国際出願前の

学会で成果の発表をしたい

～権利を希望する国について新規性喪失の例外規定の適用条件を吟味

(3) ブランド関連

1) 商標登録出願による保護

https://it.wikipedia.org/wiki/Tagli_di_carne_bovina



ABC

宣伝広告

ABC



<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%A4%A7%E7%94%BA%E7%94%BA>

品質保証



ABCのス
テーキ

美味いん
だよね

<http://italgabon.blog133.fc2.com/blog-entry-108.html>

自他商品識別

出所表示

※商標（商品・サービスの提供者を示す表示）→使用継続→評価の定着

商標を裏付ける業務上の信用を保護

〈保護を受けるための手続・要件〉



〈商標登録の効果〉

- ・同一（独占排他的効力）
- ・類似範囲（排他的効力）

商標又は商品・役務のいずれかが非類似であれば、全体として非類似

	指定商品	類似商品	非類似商品
登録商標	同一	類似	非類似
類似商標	類似	類似	非類似
非類似商標	非類似	非類似	非類似

〈農林水産品、加工食品等の六次化と関連する商品・役務（サービス）〉

29類：乳製品、卵、加工野菜・果実、冷凍野菜・果実、豆腐等

30類：茶、菓子、弁当、米、調味料、みそ、麺類等

31類：野菜、果実、麦、苗、種子、飼料等

32類：ビール、果実飲料、野菜ジュース、乳清飲料等

33類：清酒、洋酒、薬味酒等

41類：セミナーの企画等、音楽・演芸・スポーツ等の興行の企画等

43類：飲食物の提供、宿泊施設の提供

〈品種名称と商標の調整規定に関する課題〉

課題 1：出願時の品種名称を確保するには？

～他人の商標登録による品種名称の変更を防止する

課題 2：商標権を組み合わせてブランド化を図るには？（知財ミックス）

～品種名称と商標の棲み分け

課題 1 出願時の品種名称を確保

〈追越問題について〉

品種登録出願中の品種の名称に対する悪意の商標登録出願が問題となっていた。



追越問題への対応（商標）

- ・商標法4条1項7号（公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標）に関する審査基準改訂（2019/1）

「品種登録出願中の品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗若しくはこれに類似する商品若しくは役務、又はその品種に係る収穫物若しくはこれに類似する商品若しくは役務について使用をするものについて、品種登録出願後に商標登録出願をし、当該商標登録出願に当該品種の名称の品種登録を阻害する目的があることが、情報の提供等により得られた資料から認められる場合」を追加した。

「出願時の品種名称を確保する

～他人の商標登録による品種名称の変更を防止する」について

- ・悪意の出願に対して登録を阻止する
- ・品種登録までは品種名称の周知を避ける
- ・品種登録出願と共に商標登録出願を行い、名称変更命令に基づき商標権を放棄

課題2 商標権を組み合わせて開発品種のブランド化を図る（知財ミックス）

〈商標権活用によるメリット〉

① 開発品種の価値増大

新品種の品質効果+ブランド化の効果

内容、外形両面から保護を図ることにより侵害の早期発見

※ECサイト、フリマサイト等ネット販売、直売所における販売等

★事例5：侵害事例 福岡県S6号（あまおう）のケース（手引き 事例集）

② 育成者権消滅後の保護

商標権は永久権なので育成者権消滅後も商標権によって保護の延長を図る

「じゃばら/蛇腹」（和歌山県北山村）

育成者権消滅後にネット通販でヒットした「じゃばら」を商標権で保護

指定商品：じゃばらを使用したジャム、果実飲料等

③ 保護範囲を拡張

種苗以外の商品等を広く保護 → 商品・事業範囲の多角化に対応

収穫物はもちろん、加工品や飲料等より広い範囲の商品についても保護を図ることができる。

〈商品関係〉

29類：乳製品、卵、加工野菜・果実、冷凍野菜・果実、豆腐等

30類：茶、菓子、弁当、米、調味料、みそ、麺類等

31類：野菜、果実、麦、苗、種子、飼料等

32類：ビール、果実飲料、野菜ジュース、乳清飲料等

33類：清酒、洋酒、薬味酒等

紅ほっぺ事件：登録品種名称「紅ほっぺ（イチゴ）」について他人が
「紅ほっぺ（指定商品：果実、菓子、パン）」を商標登録

④ 対象を拡大

複数の改良品種について同一商標で束ねて保護

★事例6：「るりおとめ」シリーズ 栃木県 りんどう (手引き 事例集)

〈組み合わせる場合の品種名称と商標の棲み分け〉

A 品種名称と商標を異なる名称とする方法

- ・品種名称を記号的なものとし、特徴的かつ明瞭に認識できる名称を商標として商標登録する

★事例7：品種名称「福岡S6号」 商標「あまおう」（イチゴ）（手引き 事例集）

- ・品種名称及び商標をいずれも周知・認識させやすい名称とする
「シャインマスカット」と「晴王」等（ブドウ）

B 品種名称と商標を同一名称とする方法

- ・上述の調整規定の適用を回避し、両者の棲み分けが可能なように検討・設計
「赤い零」（品種：イチゴ、指定商品：乾燥果実、菓子、果実飲料等）

- ・追越問題を回避しつつ棲み分けが可能な商品について商標登録を行う

★参考例5：新品種の米について品種名称を「ABC」とし、さらに日本酒について商標「ABC」を登録したい

～先に商標登録（種子、苗、果実（31類）及び清酒（33類）を行い、品種登録の審査で名称変更命令がなされたら商標権の一部放棄を行う

Aのケース

	品種・商品等	権利者	出願日	登録日	登録番号	備考
福岡s6号	イチゴ属	福岡県	2001/11/2	2005/1/19	12572	品種登録
あまおう 甘 王	①31/果実、苗等 ②29,32,33	全国農業 協同組合 連合会	2002/7/12 2005/3/11	2002/10/25 2005/10/28	4615573 4904223	商標登録 他3件保有
石川65号	稲種	石川県	2015/3/12	2017/8/14	26196	品種登録
ひやくまん 穀	①30/米等 ②30/菓子、弁当 33/清酒等	全国農業 協同組合 連合会	2017/2/23 2017/8/1	2017/11/17 2018/4/20	5996499 6037055	商標登録 ②図形結合

Bのケース

	品種・商品等	権利者	出願日	登録日	登録番号	備考
紅い零	イチゴ属	愛媛県	2014/6/25	2017/3/1	25595	品種登録
紅い零	①29/乾燥果実 30/菓子等 32/果実飲料等 ②29 30 32 33/果実飲料等 ③32 33	愛媛県	2014/8/20 2015/7/9	2015/2/20 2015/12/25	5741857 5815287	商標登録 ①文字 ②図形結合 ③文字
晴天の霹靂	稻種	青森県産業技術センター	2014/10/6	2017/12/12	26307	品種登録
晴天の霹靂	①30/米、弁当等 32/ビール等33/清酒等②30/弁当等、32/ビール 33/清酒等	青森県	2014/11/13 2015/12/24	2015/3/13 2016/7/15	5749625 5866975	商標登録 ①図形結合 ②文字

〈代替的商標登録〉

品種登録せずに商標登録したケース

- ・品種開発したが登録せずに、その後商標登録したケース

「不知火（品種名）」と「デコポン（商標）」（柑橘）

商標権者：熊本県果実農業協同組合連合会 ~ 品質基準決定、販売ルートを限定

不知火の中で糖度13度以上のものを選択してデコポン®とし、商標登録を行って限定されたライセンス先に使用許諾を行っている。

- ・育成者権の取得を断念し、その後商標登録したケース

（★事例6 「るりおとめ（商標）」（りんどう））

商標権者：栃木県 ~ 極早生品種を市場評価（手引き 事例集）

2) 地域ブランド～地域団体商標と地理的表示 (GI)

〈地域団体商標〉

- ・周知性と条件を満たした一定の商標名であることが必要
- ・品質の取り決めは任意
- ・制度創設：2006年
- ・現在の登録件数 759件 (2023/11現在)

野菜、果物、茶、花卉等 183

食肉、牛乳 62

水産品 58

林木 10

〈地理的表示〉

生産地と結びついた品質等の確立した特性に係る名称を保護

品質基準を守る管理体制が必要

- ・農林水產品等（農水省）

制度 : 2015年

登録 : 2023/7 137件

　　水產品 9 (下関ふく、田浦銀太刀等)

　　畜產品 20 (但馬牛、神戸ビーフ等)

　　林產品 1 (飯沼栗)

- ・酒類（国税庁）

制度 : 1995年

登録 : 2023/11 23件

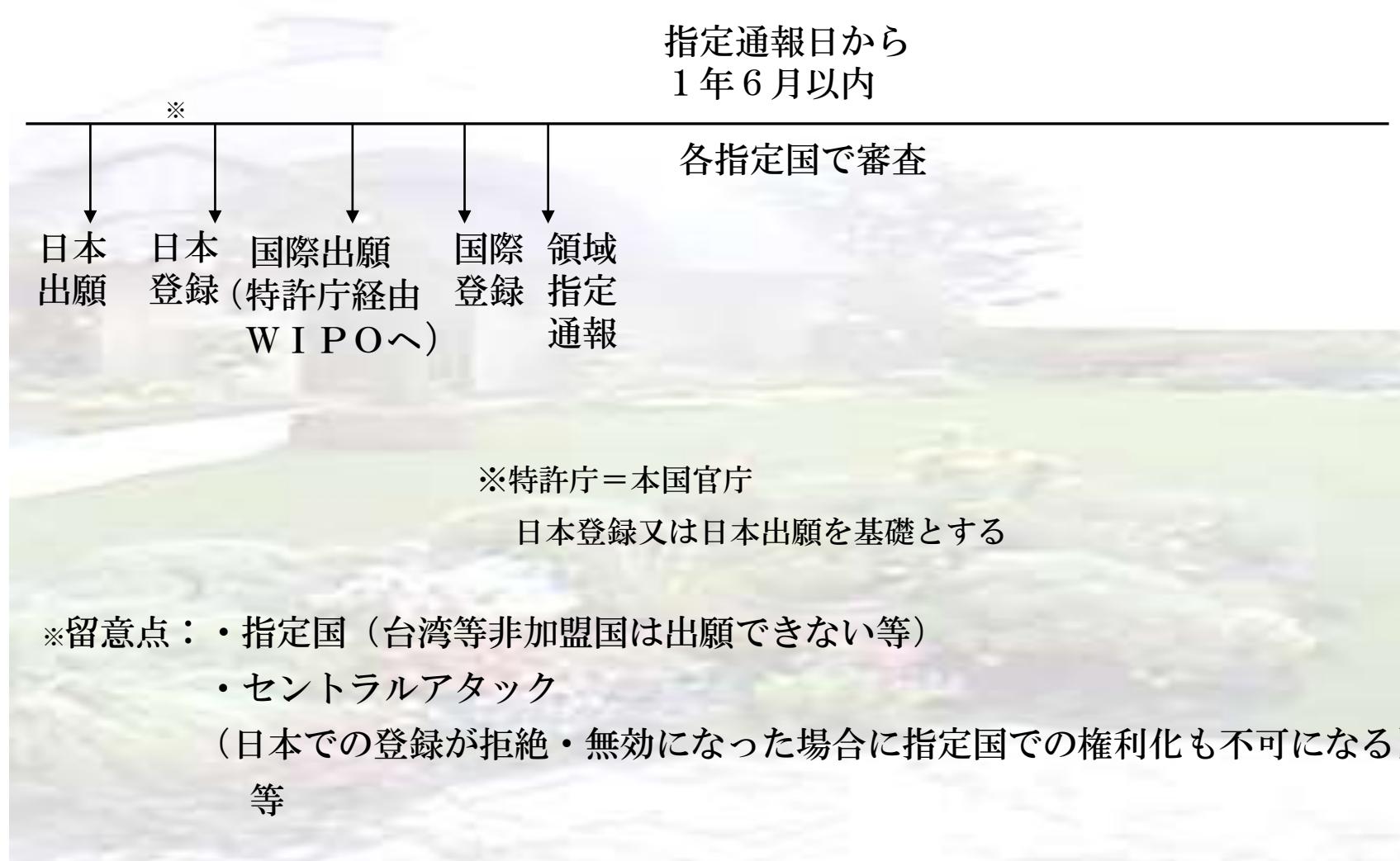
地域団体商標登録に重ねて地理表示を登録

行政が取り締まり、外国での保護を充実、品質面の評価

市田柿等

	地理的表示保護制度（農林水産品） (地域共有の財産)	地域団体商標制度 事業組合等地域団体の財産 (私権)
申請主体	生産者団体 （生産・加工業者を構成員に含む団体。 法人格のない団体可）	事業協同組合等 の特定の組合、 商工会、商工会議所、NPO法人、 これらに相当する海外法人
対象	農林水産物、飲食料品等（酒類を除く）	すべての商品・サービス
主な登録要件	①品質、社会的評価等の特性を有していること ②その特性が、特定地域等である 生産地と結びついた特性 であること ③特性が 確立 していること（伝統性。概ね25年）	① 周知性 ② 地域名称+商品 の普通名称等 ③地域の名称と商品等との関連性
効力	登録された農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等及びこれを主な原材料とする加工品について、 地理的表示 （特定農林水産物等の名称）及びこれに類似する表示の不正使用を禁止	指定商品・役務について、 登録商標 及びこれに類似する商標の不正使用を禁止
保護	行政 が取り締まり	自力登録による保護
海外登録等	自力登録、 国際協定 による保護、GIマークの商標権による保護	自力登録
登録後の管理	登録生産者団体が公表された生産方法を守るよう 管理 、国がそれをチェック	商標権者の自主管理

3) 外国における権利取得（マドプロ出願）



参考文献等

- 逐条解説種苗法（改訂版）
- 農林水産省HP及び説明会等配布資料
- 経産省HP
- 特許庁HP及び説明会等配布資料



ご静聴有り難うございました